

## 業務方法書の変更について

## 地方独立行政法人法の一部改正

- 役員等の職務忠実義務・任務懈怠に対する損害賠償責任の規定が追加
  - ・当該責任は、設立団体の議会の議決を経て、設立団体の長の承認を得た場合には免除できる。
  - ・設立団体が当該責任に係る限度額を条例で定めている場合は、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合、事実関係等を勘案して特に必要と認めるときは、限度額を超える額について、設立団体の長の承認を得て免除する旨を業務方法書で定めることができる。

## 【地方独立行政法人法第 19 条の 2（令和 2 年 4 月 1 日施行）】

（役員等の損害賠償責任）

- 第 19 条の 2** 地方独立行政法人の役員又は会計監査人（第四項において「役員等」という。）は、その任務を怠ったときは、当該地方独立行政法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
- 2 前項の責任は、設立団体の長の承認がなければ、免除することができない。
  - 3 設立団体の長は、前項の承認をしようとするときは、設立団体の議会の議決を経なければならない。
  - 4 前二項の規定にかかわらず、地方独立行政法人は、第一項の責任について、設立団体が地方独立行政法人の事務及び事業の特性並びに役員等の職責その他の事情を考慮して政令で定める基準を参酌して政令で定める額以上の額を条例で定めている場合には、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、当該役員等が賠償の責任を負う額から、当該条例で定める額を控除して得た額を限度として設立団体の長の承認を得て免除することができる旨を業務方法書で定めることができる。
  - 5 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第二項及び第三項の規定は、前項の条例の制定又は改廃について準用する。

## 岐阜県地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の限度額を定める条例

- 令和 2 年第 1 回定例会に上程予定
- 県が設立する地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の限度額は、地方独立行政法人法施行令に定められた参酌基準のとおりとする。
  - i) 理事長又は副理事長 基準報酬年額× 6
  - ii) 理事 基準報酬年額× 4
  - iii) 監事又は会計監査人 基準報酬年額× 2
- 令和 2 年 4 月 1 日施行